

## 各研究室における研究成果に係る情報管理要項（参考例）

〇〇研究室 [□□・△△研究室] 研究成果に係る情報管理要項

平成16年 月 日制定

平成23年 月 日改正

### 1. 目的

研究室における研究活動に伴う情報は、研究室に所属する各個人の創意と努力の結晶であり、当該情報を生み出したことに伴う名誉及び権利は適正に保護され、確保されることが必要である。このためには、当該情報を公表する以前の段階において、当該情報が不用意に公開され、あるいは、外部に知られることのないように適切に管理する必要がある。このため、〇〇研究室（以下「研究室」という。）に所属する者の当該情報の管理に関して以下のとおり定める。

### 2. 用語の定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 研究室

共同して研究教育活動を実施する職員組織とその指導を受ける学生等のグループをいう。

#### (2) 研究室員

当該研究室において研究活動及び研究支援活動に携わる職員（非常勤の者を含む。）、大学院学生、学部学生、研究生、民間等共同研究員、受託研究員及びその他研究室に受け入れられた者をいう。

#### (3) 研究室責任者

教授、准教授その他当該研究室の管理に関して責任を負う者をいう。

#### (4) 研究成果情報

研究室員が自己の所属する当該研究室における研究活動の成果として得た一切の情報をいう。

#### (5) 研究関連情報

研究室員が自己の所属する当該研究室における研究活動の過程において得た一切の情報をいう。

#### (6) 秘密情報

研究成果情報及び研究関連情報をいう。ただし、研究成果情報又は研究関連情報が次の各号の一に該当する場合は、秘密情報にあたらぬものとする。

イ 学会誌その他の学術論文誌に掲載された論文等に記載された情報

ロ 教科書、書籍その他の出版物に掲載された情報

ハ 学会発表その他公開されている研究会、セミナー等において発表された情報

ニ 研究室所属以前に既に研究室員が保有していたことを証明できる情報

ホ 研究室員以外の者から適正に取得したことを証明できる情報

へ その他秘密情報にあたらないと研究室責任者が確認した情報

#### (7) 知的財産

別記1の権利であって、法的保護を受け得るものをいう。

#### 3. 研究室責任者の責務

研究室責任者は、秘密情報が、当該研究室員の意思に反して不用意に公開され、あるいは外部に知られることのないよう適切に管理する義務を有する。

#### 4. 知的財産の創出の報告

研究室員は、研究室における研究活動の過程において、又は研究室における研究活動の結果として、知的財産を創出したと考えるときは、これを研究室責任者に届け出るものとする。

#### 5. 守秘義務

研究室員は、研究室員以外の者及び研究室員であっても研究室責任者によって当該秘密情報についてのアクセスを制限された者に対し、秘密情報を開示し、または漏洩してはならない。

#### 6. 守秘義務の例外

研究室員は、開示しようとする秘密情報及び当該秘密情報を開示しようとする相手方を明示して、あらかじめ研究室責任者の書面による承認を得た場合は、その情報を開示することができる。なお、研究室責任者は、当該承認にあたり、条件を付すことができる。

#### 7. 成果の発表

研究室員は、研究室員以外の者を対象として、研究成果情報を発表しようとするときは、あらかじめ研究室責任者の書面による承認を得るものとする。この場合、研究室責任者は、正当な理由なく当該承認を拒んではならない。

#### 8. 研究資料及び試料の提供

研究室員は、研究室員以外の者及び研究室員であっても研究室責任者によって当該研究資料及び試料についてのアクセスを制限された者に対し、研究成果情報を化体した研究資料及び試料を提供しようとするときには、あらかじめ研究室責任者の書面による承認を得るものとする。

#### 9. 研究室員は、研究成果情報及び研究関連情報を第三者に開示し、又は提供するときは、外国為替及び外国貿易法及び本学安全保障輸出管理規則に違反することのないよう研究室責任者にこれを申告し、その承認を得るものとする。

#### 10. 適用

この要項は、研究室員が研究室に所属することとなった日から適用し、研究室に所属する期間中適用する。ただし、本要項の策定以前から研究室に所属していた者に関しては、本要項の実施の日から適用する。

#### 11. 研究室を離れた研究室員の義務

研究室員であった者は、研究室の所属を離れた後○<sup>1</sup>年間、上記5に規定する守秘義務

---

1 各研究室において適切と考える年数を規定する。なお、本学の共同研究契約書（雛型）の守秘義務は研究終了後3年間とされている。

を負うものとし、また、研究室の所属を離れた後〇年間、研究室における研究に関する成果を発表しようとするときには、あらかじめ研究室責任者に通知するものとする。

1 2. 他の契約等との関係

研究室員が、共同研究契約、受託研究契約等の契約に基づく研究プロジェクトの研究担当者、研究協力者等となった場合、当該契約等における義務が本要項における義務に優先する。

1 3. 誓約書の作成

研究室責任者及び研究室員は、本要項を遵守することを約束した誓約書（様式別記2）を2通作成し、署名の上、各1通を保管するものとする。

1 4. その他

この要項は、その運用や状況の変化に応じて、研究室員の同意のもと、改訂することができる。

附 則

改正後のこの要項は、平成23年 月 日から実施し、平成23年 月 日から適用する。

## 別記 1

### 知的財産

- イ 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利の対象たる、特許権については発明、実用新案権については考案、意匠権、商標権、回路配置利用権については創作、育成者権については案出。
- ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 3 条第 1 項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第 3 条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利の対象たる、特許を受ける権利については発明、実用新案登録を受ける権利については考案、意匠登録を受ける権利、商標登録を受ける権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利については創作、品種登録を受ける権利については案出。
- ハ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）並びに外国における上記に相当する著作物
- ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるもの（「ノウハウ」）
- ホ 学術上又は産業上有用な研究試料

## 別記 2 誓約書様式

誓約書	
私達は、〇〇研究室における研究成果に係る研究情報管理要項（平成 16 年〇月〇日制定・平成 23 年〇月〇日改正）の内容を十分に理解し、本要項を遵守することを誓約します。	
その証として本誓約書 2 通を作成し、署名のうえ、各 1 通を保管するものとします。	
□□年□月□日	□□年□月□日
研究室責任者： （署名）	研究室員： （署名）

（注）研究室員ごとに誓約書を作成する。